

議第一号

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和四年十二月十四日

提出者 全議員

徳島県議会議長 南 恒生 殿

徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 個人情報等の取扱い（第四条―第十七条）
 - 第三章 個人情報ファイル（第十八条）
 - 第四章 開示、訂正及び利用停止
 - 第一節 開示（第十九条―第三十一条）
 - 第二節 訂正（第三十二条―第三十八条）
 - 第三節 利用停止（第三十九条―第四十四条）
 - 第四節 審査請求（第四十五条―第四十七条）
 - 第五章 雑則（第四十八条―第五十三条）
 - 第六章 罰則（第五十四条―第五十八条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、徳島県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- 一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- 二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式に

より記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報という。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第三章まで及び第六章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものという。ただし、徳島県情報公開条例（平成十二年徳島県条例第一号。以下「情報公開条例」という。）第二条二項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報取扱事務」とは、議会が所掌する事務であつて、当該事務を執行する上で個人情報の収集、利用、提供、管理、廃棄又は消去を伴うものという。

6 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

7 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

8 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報という。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて

当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。

一 第一項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

二 第一項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む）。

10 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

11 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。

12 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

13 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）別表第一に掲げる法人をいう。

14 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第三条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第二章 個人情報等の取扱い

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第四条 議長は、個人情報取扱事務であつて、氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を検索することができる状態で記録された個人情報を使用するものを開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿（以下この条において「登録簿」という。）に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報取扱事務の名称

二 個人情報取扱事務の目的

三 個人情報の対象者の範囲

四 個人情報の記録項目

五 個人情報の収集先

六 前各号に掲げるもののほか、議長が定める事項

2 議長は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、登録簿から当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 議長は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

4 前三項の規定は、議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(個人情報の保有の制限等)

第五条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第十三条第二項

第二号及び第三号並びに第四章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第六条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第七条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第八条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第九条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第十条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第十一条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第二項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第十二条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であつて個人の権利利益を害するおそれが大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第二十一条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第十三条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営

企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第二条第八項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第二項第二号から第四号まで及び第三十条の規定は適用しないものとし、他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十三条第一項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
第十三条第二項	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十三条第二項 第一号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第三十九条第一項 第一号	又は第十三条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第十三条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第二十九条の規定に違反

第三十九条第一項第二号	第十二条第一項及び第二項	反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
		番号利用法第十九条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十四条 議長は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第十五条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第十六条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第五十条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第四十一条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問

するため、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第十七条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第四十三条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第三章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第十八条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下この条において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報ファイルの名称

二 個人情報ファイルの利用目的

三 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）

及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第一号へにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第二号において「記録範囲」という。）

四 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

五 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

六 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 第三十二条第一項ただし書又は第三十九条第一項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 次に掲げる個人情報ファイル

イ 議会の議員若しくは職員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

- ロ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
- ハ 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル
- ニ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの
- ホ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するものへ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル
- ト イからへまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル
- 3 第一項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第四号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 開示

(開示請求権)

第十九条

何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下この章及び第四十九条において「開示請求」という。）をすることができる。（開示請求の手続）

第二十条

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第三項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
 - 二 開示請求に係る保有個人情報の記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項
 - 三 前二号に定めるもののほか、議長が定める事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に

係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならぬ。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この章において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第二十一条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第八条第七号に規定する情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一 開示請求者（第十九条第二項の規定により代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十八条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、

健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該事件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ハ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ヘ 県、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第二十二條 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第二十三条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第二十四条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第二十五条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第二十六条 前条各項の決定（以下この章において「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内になければならない。ただし、第二十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定による開示決定等をしなければならない期間のうちに、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、当該開示決定等をしなければならない期間に算入しない。

（開示決定等の期限の特例）

第二十七条

開示請求に係る保有個人情報 that 著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
 - 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十八条

開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十六条第二項第三号及び第四十七条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十五条第一項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第二十一条第二号口又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第二十三条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十六条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第二十九条

保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による

保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は
図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは
、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の
閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議
長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第二十五条第一項に規定する通知があつた日から三十日以
内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことに
つき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第三十条 議長は、他の法令（情報公開条例を除く。）の規定により、開示請求者に対し
開示請求に係る保有個人情報が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示する
こととされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限
る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の
方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしな
い旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文
の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求に係る手数料等)

第三十一条 開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の写しの交付を受ける者は、当該写
しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第二節 訂正

(訂正請求権)

第三十二条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十九
条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めると
ころにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章
において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して
他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

二 開示決定に係る保有個人情報であつて、第三十条第一項の他の法令の規定により開
示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第四十九条
において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならない。

(訂正請求の手續)

第三十三条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

四 前三号に定めるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第三十四条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第三十五条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第三十六条 前条各項の決定(以下この章において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内に行なければならない。ただし、第三十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定による訂正決定等を行しなければならない期間のうちに、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、当該訂正決定等を行しなければならない期間に算入しない。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十七条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

(保有個人情報提供先への通知)

第三十八条 議長は、第三十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第三節 利用停止

(利用停止請求権)

第三十九条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 第五条第二項の規定に違反して保有されているとき、第七条の規定に違反して取り扱われているとき、第八条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第十三条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第十三条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第四十条九条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なわなければならない。

(利用停止請求の手續)

第四十条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第三項において「利用停止請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 利用停止請求の趣旨及び理由

四 前三号に定めるもののほか、議長が定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第四十一条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する措置）

第四十二条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（利用停止決定等の期限）

第四十三条 前条各項の決定（以下この章において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から三十日以内に行わなければならない。ただし、第四十条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、これらの規定による利用停止決定等を行わなければならない期間のうち、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、当該利用停止決定等を行わなければならない期間に算入しない。

（利用停止決定等の期限の特例）

第四十四条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

第四節 審査請求

(審理員による審理手続についての特別の定め)

第四十五条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項ただし書に規定する条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求がされた場合とする。

(審査会への諮問)

第四十六条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政不服審査法第八十一条第一項の機関(第五十一条において「審査会」という。)に諮問しなければならない。

- 一 審査請求が不適法であり、却下する場合
 - 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
 - 三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
 - 四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
- 2 前項の規定により諮問をした場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
 - 一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第二号において同じ。)
 - 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - 三 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
 - 3 第一項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち議長が定めるものの写しを添えてしなければならない。
(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第四十七条 第二十八条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- 二 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決

定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第五章 雑則

(未整理保有個人情報についての特例)

第四十八条 保有個人情報(不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第四章(第四節を除く。)の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十九条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第五十条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審査会への諮問)

第五十一条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第五十二条 議長は、毎年一回、この条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第五十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第六章 罰則

第五十四条 職員若しくは職員であつた者、第十条第二項若しくは第十六条第五項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十五条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金に処する。

第五十六条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十七条 前三条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十八条 偽りその他不正の手段により、第二十五条第一項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、五十万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

徳島県議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第二号

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和四年十二月十四日

提出者

嘉見博之 杉本直樹 岩丸正史 重清佳之 山西国朗 立川了大 井川龍二 喜多宏思 岡本富治 増富義明 南恒人生 北島一春 臼木夫人 梶原春哉 浪越憲一

徳島県議会議長

南

恒生殿

徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第一条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十四年徳島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第二条 徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

3 第一条の規定による改正前の徳島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて令和四年十二月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に議長、副議長及び議員に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国会議員の期末手当が改定されたことに鑑み、議長、副議長及び議員の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第三号

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和四年十二月十四日

提出者

嘉見博之 寺井正邇 岡田理絵 元木章生 井下泰憲 福山博史 須見一仁 原徹臣 岩佐義弘 大塚明廣 西沢貴朗 庄野昌彦 山田昌豊 古川広志 扶川敦樹 岡川佑樹

杉本直樹 岩丸正史 重清佳之 山西国朗 立川了大 井川龍二 喜多宏思 岡本富治 増富明 南恒生 北島一人 臼木春夫 達田良子 梶原一哉 浪越憲一 黒崎章

徳島県議会議長

南

恒生殿

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成十六年徳島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提案理由

本県財政の健全化に資するため、令和五年四月から令和六年三月までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額について減額を継続する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第 4 号

核兵器のない世界の実現に向け、唯一の戦争被爆国として主導的役割を
果たすことを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提
出する。

令和 4 年 1 2 月 1 4 日

提 出 者 総務委員長 増 富 義 明

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

核兵器のない世界の実現に向け、唯一の戦争被爆国として
主導的役割を果たすことを求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日に発効し、2022年9月22日現在の条約調印国は91か国、批准国は68か国です。そして、本年6月21日から23日にかけて、第1回締約国会議がオーストリアの首都ウィーンで開催されました。このことは、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という被爆者（ヒバクシャ）の思いが国際社会を大きく動かしたものであり、人類の悲願である核兵器の禁止・廃絶を具体化する大きな一歩となるものです。

本年2月には、ロシアによる大義のないウクライナへの軍事侵攻が勃発し、ロシアのプーチン大統領が、戦略的核抑止部隊に「特別警戒」の命令を出し、核兵器が使用され得る危険な状況が生まれました。核兵器の非人道性が指摘される中でこのような命令は、この間の核兵器廃絶に向けた努力と気運を踏みにじるものであり、断じて許されるものではありません。

このような中、岸田首相は、2023年に日本で開催されるG7サミットの開催地を広島と決定しました。そして、本年6月、ドイツ・エルマウで開催されたG7サミットの記者会見で「G7首脳が、広島の地から、核兵器の惨禍を二度と起こさない、武力侵略は断固として拒否する、との力強いコミットメントを世界に示したい」と発言しています。

また、徳島県議会では、1982年10月20日に「非核の県」宣言をしています。この宣言では、「世界恒久平和の実現は、徳島県民の悲願である」とし、「核兵器等の完全な撤廃のため徳島県を『非核の県』とする」としています。

米国の同盟国である我が国は、現在、核兵器禁止条約に参加していませんが、唯一の戦争被爆国である日本は、核兵器廃絶の実現に向けて特別の役割と責任を負っています。

よって、日本政府が、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進め、核兵器廃絶のために主導的役割を果たすことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第5号

防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年12月14日

提出者 経済委員長 原 徹 臣
県土整備委員長 福 山 博 史

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

防災・減災、国土強靱化対策の強力な推進を求める意見書

近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ巨大地震など、まさに我が国が「災害列島」となっている。

昨年9月には、県南部に「線状降水帯」が発生し、四国で初めて「顕著な大雨に関する情報」が発表され、床上、床下浸水の住家被害が発生するなど大きな爪痕を残したところである。また、本年9月も気象庁が「過去に例がない危険な台風」として最大級の警戒を呼びかけた台風第14号をはじめ、大規模災害が相次いで発生し、全国各地に甚大な被害をもたらした。

加えて、南海トラフ巨大地震の発生確率が「40年以内に90%程度」に引き上げられるなど災害リスクが高まっており、我々の暮らしはこれら自然災害に脅かされている。

こうした中、国においては「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を進めているところである。本県においても、流域治水対策や高規格道路ネットワークの整備など、県土強靱化は着実に進捗しているものの、「命の道」となる高規格道路のミッシングリンクの解消、吉野川・那賀川水系の堤防整備やダム再生、中小河川の河道掘削、沿岸部の地震・津波対策、橋梁や排水機場等の長寿命化対策のほか、農業用ため池等の老朽化対策や山地災害危険地区等における治山対策、漁港施設の防災機能強化など、県内インフラの整備は道半ばであり、相次ぐ自然災害に屈しない県土づくりを進め、県民の安全・安心を守り、地方再生を図ることは我々の使命である。

よって、国においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、資材価格が高騰する中でも、防災・減災、国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図るとともに、5か年加速化対策後においても、中長期的かつ明確な見通しの下、予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的・安定的に取り組を進めるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

国 土 強 靱 化 担 当 大 臣

内 閣 府 特 命 担 当 大 臣 (防 災)

協 力 要 望 先

県 選 出 国 会 議 員

議第 6 号

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 12 月 14 日

提 出 者 文教厚生委員長 岩 佐 義 弘

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

国の教育政策における財政的支援を求める意見書

学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校に求められる役割が拡大するとともに、新しい教育課題への対応も求められている中、教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、誇りとやりがいを持てる環境を整え、教員の長時間労働の改善を図る必要がある。

令和5年度国予算の概算要求では、小学校における35人学級の計画的な整備と小学校における高学年の教科担任制の推進等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するために必要な定数増の要求がなされているが、これらの施策に確実に対応するためには、地方の実情を踏まえた教職員定数の改善が不可欠である。

また、いわゆる人材確保法は、学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることに鑑み、教員の給与について特別の措置を定め、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的に制定されたものであるが、近年、教員給与体系の再構築の動きのもと、教員特有の手当の削減等が行われてきたところである。

学校教育の成否は教員の資質能力に負うところが大きく、優秀で質が高く、意欲に溢れた人材を確保することが極めて重要である。

さらに、義務教育に係る教職員の給与等について、義務教育費国庫負担金制度によりその一部を国が負担するなど、国から一定の支援が行われているが、地方自治体の財政状況にかかわらず、全国一律に教育の機会均等とその維持向上を図るためには、国の責務として必要な財源を保障する必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 今日的な教育諸課題に対応するため、更なる義務教育諸学校等の標準法の改正をし、教職員定数の改善を図ること。
- 2 教育現場に優れた人材を確保するため、人材確保法を尊重し、教育専門職としてふさわしい給与・待遇とすること。
- 3 教育の機会均等と教育水準の維持向上のために、義務教育に係る費用を全額国庫負担とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員

議第7号

次世代電力網の増強を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和4年12月14日

提出者 消費者・環境対策委員長 喜多宏思

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

次世代電力網の増強を求める意見書

気候変動危機を受け、世界共通の課題となる脱炭素社会を実現させるとともに、長期化するウクライナ侵攻による燃料価格、電気料金の高騰など顕在化したエネルギー安全保障に対応するためには、昨年度閣議決定された第6次エネルギー基本計画に基づき、再生可能エネルギー導入を拡大し、電力供給の安定化を図っていく必要がある。

一方で、我が国の電力系統は、北海道、東北、四国といったように、地域ごとに需給バランスの調整をしており、地域偏在する再生可能エネルギー資源を、広域的な電力融通することには対応できず、全国各地の電力会社管内において、出力制御問題が生じているのが実情となっている。

よって、国においては、再生可能エネルギーを最大限活用し、脱炭素社会、エネルギー安全保障を具現化するとともに、災害時における広域的な電力供給の支援体制を構築するため、電力網の次世代化を図り、送電経路の新設や送電容量の増強など、送電系統の整備を加速化することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

経 済 産 業 大 臣

G X 実 行 推 進 担 当 大 臣

環 境 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協 力 要 望 先

県 選 出 国 会 議 員

議第 8 号

森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 4 年 12 月 14 日

提 出 者 全 議 員

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

森林整備等林野関係事業の推進に関する意見書

国土の3分の2を占める森林は、山地災害の防止や水資源のかん養、地球温暖化対策への貢献等、国民生活に様々な恩恵をもたらしている。また、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎える中、これまでの取組によって、国産材の供給量が拡大するとともに林業産出額や林業従事者給与も増加するなど良い流れが生まれており、この流れをさらに大きく確実なものとしていくことが重要である。

一方、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、我が国最大の吸収源として森林・木材の最大限の貢献が求められているとともに、近年、地球温暖化の影響により、局地的な豪雨、大型の台風等により全国各地で大規模な山地災害が頻発している。

さらに、昨年来のいわゆるウッドショックによる影響に加え、今般の円安やロシアによるウクライナ侵攻など、木材需給の不透明さが増している状況にある中、経済安全保障の観点からも海外情勢の影響を受けにくい木材の需給構造を早急に構築することが必要となっている。

については、「伐って、使って、植えて、育てる」森林サイクルを確立し、カーボンニュートラルや国土強靱化、さらには地方創生や経済安全保障にも貢献する「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」を実現すべく、森林・林業・木材産業施策の総合的かつ計画的な推進に向け、次の事項の実現を強く要望する。

- 1 森林吸収量の確保・強化や国土強靱化に向け、間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林、保育、林道をはじめとする路網整備、病虫獣害対策等に必要な予算を十分に確保すること。
また、災害から国民の生命・財産を守っていくため、荒廃山地の復旧対策をはじめ、山腹崩壊・流木・土石流対策等の事前防災・減災に向け、治山対策の予算を十分に確保すること。
さらに、これらの対策を着実に実施するため、事業の円滑な発注及び施工体制の確保に向けて取り組むこと。
- 2 製品の供給力強化に向けた木材加工流通施設の整備、原木の供給力強化に向けた搬出間伐や主伐後の再造林対策、林道等の路網や高性能林業機械、苗木生産、森林資源情報など生産基盤の整備、新規参入支援も含めた担い手の確保・育成、さらには、製材やC L T等の木材利用の促進による国産材の需要拡大など、国産材の安定的かつ持続的な供給体制の強化に向け、川上から川下までを通じた総合的な対策を強力に推進すること。
- 3 伐採から再造林・保育に至る収支をプラス転換するとともに若者・女性・高齢者等にも働きやすく安全で魅力ある「新しい林業」の実現に向け、異分野の知見や技術、人材を活用しながら、新たな技術の導入による経営モデルの構築、エリートツリー等の生産拡大、森林G I Sや航空レーザ測量データ等のI C Tの活用による森林情報の精度向上・高度利用、遠隔操作・自動操作機械や木質新素材の開発・実証、さらには、地域一体となって林業活動にデジタル技術をフル活用する取組を支援するなど、林業のデジタル化とイノベーションを推進すること。

- 4 「緑の雇用」事業等による林業従事者の確保・育成や労働安全対策の強化等の取組の支援を一層推進するとともに、造林に係る林業経営体の新規立ち上げへの支援や林業高校・林業大学校等における人材育成への支援、進化し続けるデジタル技術を含む多様な技術の習得等に対する支援を強化するなど、GX、DX時代に相応しい多様な担い手の確保・育成の取組を推進すること。
- 5 我が国全体が人口減少時代に突入する中、森林の管理や利活用が適切に実施されるよう、「関係人口」や「交流人口」の拡大に向けた森林空間利用等の創出、地域住民やNPO、自伐林家等の多様な主体による森林管理活動への支援、バイオマス資源の有効活用、特用林産物の生産振興支援等、山村振興対策の充実を図ること。
- 6 温室効果ガス排出削減目標の達成や国土保全の推進を図るため、森林整備に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境譲与税制度については、林業の人材育成や市町村における境界画定の推進など、一定の成果をあげているところだが、令和6年度から森林環境税の賦課徴収が始まることも踏まえ、森林整備を着実に進展させるため、より一層制度の円滑な運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

環 境 大 臣

林 野 庁 長 官

協力要望先

県選出国會議員

議第9号

令和6年度以降の本州四国高速道路を含む「全国共通料金制度」の継続を
求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年12月14日

提出者 全議員

徳島県議会議長 南 恒生 殿

令和6年度以降の本州四国高速道路を含む「全国共通料金制度」の
継続を求める意見書

高速道路料金については、地域間格差のない全国一律の利用しやすい料金体系とすることが肝要であるが、本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という）は、NEXCO区間と異なる料金体系となっていたことから、徳島県議会をはじめ、関係団体や関係府県市が連携し、格差是正を求めた結果、平成26年4月、「全国共通料金制度」が実現した。

これにより、本四高速が利用しやすくなった結果、人口減少が進む中、平成29年には明石海峡大橋、平成31年には大鳴門橋の累計交通量が、それぞれ2億台を突破するなど、本県はもとより、全国と四国の往来により、本四高速の交通量は、順調に増加（コロナ禍の影響を除く）し、全国への経済波及効果が年間約2.4兆円に達するなど、本四高速が地方創生や分散型国土づくりに欠かすことのできない「観光や物流の大動脈」になっている。

しかしながら、本四高速を含めた現行の「全国共通料金制度」は、当面10年間（平成26～令和5年度）の時限措置であり、国・地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、再び実現以前の料金となれば、本県をはじめ四国が全国一律の高規格道路料金体系から切り離され、本四間の「人」や「モノ」の交流が減少し、地方創生や分散型国土づくりへ悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、2025年大阪・関西万博やポストコロナ新時代に向け、本州四国間の「人」と「モノ」の交流拡大を図り、経済波及効果を持続的に発展させるため、令和6年度以降も本四高速を含めた「全国共通料金制度」を継続することについて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

財 務 大 臣

国 土 交 通 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第10号

選定療養費制度の弾力的運用を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年12月14日

提出者 全議員

徳島県議会議長 南 恒 生 殿

選定療養費制度の弾力的運用を求める意見書

初診時選定療養費は、医師の負担軽減や外来医療の質の向上を図るため、大病院は紹介・専門外来を担い、一般的な外来受診は「かかりつけ医」に相談するといった「外来医療の機能分化」を推進するために国が定めた制度で、他の医療機関からの紹介状を持参せずに大病院を受診する場合に、受診した患者が診療費とは別に負担することとされている。

この度、令和4年度診療報酬改定に伴い、本年10月1日より、選定療養費の下限額が、初診時は5,000円から7,000円に、再診時は、2,500円から3,000円に増額となったことを受け、選定療養費を徴収する病院においては、一斉に料金改定が行われた。

この選定療養費制度は、患者が中核病院に集中することを防ぎ、地域における医療提供体制の維持や確保に一定の役割を果たしており、その必要性については理解するものである。

しかし、その一方で、医療機関が少ない地域においては、体調急変時など、自宅から近い選定療養費徴収病院を利用せざるを得ないケースもあり、所得の少ないひとり親家庭や年金生活を送る高齢者世帯にとっては、この度の大幅な増額改定による経済的負担が重くのしかかり、医療を受ける機会を断念せざるを得ない事態となることが危惧される。

そこで、本県においては、夜間小児救急を輪番制で実施している西部圏域の特殊性に鑑み、今回の値上げに合わせ、住民税非課税世帯等を対象として、選定療養費を徴収する県立病院の夜間小児救急を受診した場合に、この度の初診時選定療養費の引上げ額に相当する金額を給付する本県独自の制度を創設したところであり、同じような実情を抱える地域は、他県においても数多く存在するものと考ええる。

国難というべき少子高齢化が急速に進行する中、低所得の子育て世帯や高齢者世帯等が、いつでも安心して必要な医療を受けることができる環境を確保することは、まさに我が国における喫緊の課題である。

よって、国においては、地域の実情に応じた選定療養費制度の弾力的な運用を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官
協力要望先
県 選 出 国 会 議 員